

令和7年三重県議会定例会 予算決算常任委員会

総務地域連携交通分科会

提出資料

◎ 議案説明事項

- 議提議案第5号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案…………… 1頁
- 議提議案第6号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案…………… 5頁
- 議案第200号 令和7年度三重県一般会計補正予算（第7号）（関係分）…… 9頁

令和7年12月15日

議 会 事 務 局

議提議案第5号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正する条例案について

第1 条例改正の内容

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、旅費支給規程等を整備するものである。

【主な改正内容】

宿泊費 定額支給から上限付き実費支給に改める。

宿泊手当 宿泊手当を新設する。

これに伴い食卓料を廃止する。

第2 施行期日

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議提議案第五号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年十一月十八日

提出者

倉本 崇弘

田中 智也

藤根 正典

杉本 熊野

野口 正

村林 聡

稲垣 昭義

青木 謙順

津田 健児

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第七条 旅費の支給に関しては、一般職に属する県職員の場合において、職員等の旅費に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十六号）第九條第二項、第十條第二項及び第十一條第二項中「最下級」とあるのは「最上級」と、同条例第十三條本文中「規則で定める額」とあるのは「議長が別に定める額」と読み替えるものとする。	第七条 旅費の支給に関しては、この条例に定めるもののほか、一般職に属する県職員の例による。 2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六條第一項に規定するもの（旅行雑費を除く。）のほか、公務雑費とする。 3 公務雑費は、実費額により支給する。 4 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路若しくは駐車場の利用料金の額又はタクシー業

第八條 議長は、特別の事由により前条の規定によることが不適当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。	務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシの運賃若しくは料金の額とする。 5 宿泊料の額は、一夜につき、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 旅費条例別表第一に規定する甲地方（第八条において単に「甲地方」という。） 一万五千五百円 二 旅費条例別表第一に規定する乙地方 一万四千二百円 6 食卓料の額は、一夜につき、三千百円とする。 第八條 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。
附則 1 5 （略）	附則 1 5 （略） 6 第七条の規定による旅費条例の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例第十五条第二項の規定は適用しない。
附則 6 5 9 （略）	7 5 10 （略）

附則
(施行期日)

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、旅費の支給の規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第6号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正する条例案について

1 条例改正の内容

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の年間支給割合を100分の350（現行100分の345）に改正するものである。

2 施行期日

この条例は、公布の日（一部令和8年4月1日）から施行するものとする。

議提議案第六号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年十二月三日

提出者

倉本 崇弘

田中 智也

藤根 正典

杉本 熊野

野口 正

青木 謙順

津田 健児

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年
三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

改正後	改正前
第九条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在（同項後段に規定する者にあつては、 任期満了、辞職、失職、死亡等によりその 職を離れた日現在）において支給すべき議 員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四 十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支 給する場合においては百分の百七十二・ 五、十二月に支給する場合においては百分 の百七十七・五を乗じて得た額に、一般職 に属する職員の期末手当の支給の例によ り一定の割合を乗じて得た額とする。	第九条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在（同項後段に規定する者にあつては、 任期満了、辞職、失職、死亡等によりその 職を離れた日現在）において支給すべき議 員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四 十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支 給する場合においては百分の百七十二・ 五、十二月に支給する場合においては百分 の百七十二・五を乗じて得た額に、一般職 に属する職員の期末手当の支給の例によ り一定の割合を乗じて得た額とする。
3 （略）	3 （略）

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

改正後	改正前
第九条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日	第九条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日

3 (略) 現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	3 (略) 現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百七十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
---	---

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和七年十二月の期末手当から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和七年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第200号 令和7年度三重県一般会計補正予算（第7号）について

議会事務局

議案第200号「令和7年度三重県一般会計補正予算（第7号）」のうち、議会事務局関係分について、ご説明申し上げます。

歳出予算の議会費において、議提議案第6号「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」による議員の期末手当の支給割合の改正に伴う、278万1千円の増額補正を行うものです。

議会事務局関係 令和7年度一般会計補正予算（第7号）一覧表

【 歳出 】

(単位：千円)

歳 出 内 訳 (科目・事業名)	補正前の額 (第6号補正後)	補 正 額	補正後の 予算額
議 会 費	1,511,087	2,781	1,513,868
議会費	1,212,568	2,781	1,215,349
事務局費	298,519	0	298,519